

静岡県告示第633号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和3年7月26日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 概要を変更する施設

(1) 変更前

種類	名称	位置	能力
道路	日の出埠頭 9号道路	静岡市清水区港町2丁目423番13 ～静岡市清水区日の出町38番	延長 345.5m、車道幅員 6.5m～5.5m 車線数2、舗装形態 アスファルト舗装

(2) 変更後

種類	名称	位置	能力
道路	日の出埠頭 9号道路	静岡市清水区港町2丁目423番13 ～静岡市清水区日の出町38番	延長 275.0m、車道幅員 7.5m 車線数2、舗装形態 アスファルト舗装

2 変更年月日

令和3年8月1日